

第4回 はちまんもん 逸品募集。

申請期間
17:00 必着

7.27 → 8.31
mon mon

01 申請資格

- 01 近江八幡市内（商工会議所管内）に活動拠点を
持つ事業者・団体
- 02 事業目的を理解し、主催者と共に持続的なブラ
ンド推進活動ができる事業者・団体
- 03 市税・県税に未納がないこと

02 対象商品

下記項目のいずれにも該当する商品であること。
1事業者の申請数は4品までとする。

- 01 近江八幡のさまざまな地域資源（素材・歴史・
文化・技術等）を活用した加工品
- 02 近江八幡市民が誇れる、他地域の商品にはない
特徴、品質を有していること
- 03 安全安心して利用でき、関係法令に準拠していること
- 04 伝統や歴史を継承しつつ、新たな視点や革新的な
取組があること

03 申請・登録料

申請は無料。登録料は1登録商品ごとに、年間1万
円（税別）。登録料は、はちまんもんのプロモーショ
ン費用等に活用します。

04 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とと
もに近江八幡ブランド実行委員会事務局（近江八幡
商工会議所）へメールまたは郵送にてご提出くださ
い。申請書はホームページまたは事務局に設置して
おります。

05 審査方法

申請書類と商品の現物、事業者によるプレゼンテー
ション等により審査を行います。
書類選考を通過された方に、プレゼンテーション審査
をご案内します。プレゼンテーション審査は9月15日
に実施します。「物語性、独自性、新規性、成長性、
積極性」の評価に基づき、認定の可否を決定します。

認定事業者のメリッ
ト

① 地域ブランドとしての信頼性・認知度向上

地域ブランドとして認定された商品として紹介されることで、消費者や取引先からの信頼を得やすくなります。

② PR・情報発信支援

個社だけでは難しい広報を、ブランド全体として行うことができます。

【主な支援内容（予定）】

●第4回認定商品としてのプレスリリースによる全国への情報発信 ●パンフレット、ポスター、のぼり、ショップ
カード等のPRツールの配布 ●ラジオを活用した広報活動 ●SNS向け動画の制作およびSNSを活用した商品
PRの実施 ●近江八幡商工会議所ホームページおよび観光マップへの掲載 ●市役所サイネージを活用した広報

③ 販売機会の拡大

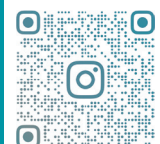
認定商品の販売会や催事への出展機会を通じて、新たな顧客との接点づくりや販路拡大を支援します。

【主な支援内容（予定）】

●はちまんもん POP UP STORE 2026 in アル・プラザ近江八幡(11月13日～15日) ●はちまんもん POP UP
STORE 2026 in イオン近江八幡店(12月20日～28日) ●バイクの神様ミーティング(10月25日) ●白雲館観光案内
所での常設販売(常温商品のみ対象)

WEBは
こちら

Instagram



お問い合わせ |

近江八幡ブランド実行委員会（近江八幡商工会議所 内）

〒523-0893 近江八幡市桜宮町 231-2

TEL 0748-33-4141 | Mail info@8cci.com

